

ちゅうあいてんでんわう けいかうてい まご

仲哀天皇、景行帝の孫、

やまとたけのみこと だい

日本武尊の第二子なり。

ふたぢいりひめのみこと

母は兩道入姫命。

てんわう ようし たんせい

天皇、容姿端正にして、

身の長十尺。

せいむてんわう

成務帝の四十八年、

た くわうたいし

立ちて皇太子となる。

せいむていほう

六十年六月、成務帝崩す。

めいねんかのとひつじ

ひのととり

明年辛未、九月六日丁酉、

せいむてんわう ほうむ

成務天皇を葬る。

みづのえさる

元年壬申、

かのえね

春正月十一日庚子、

てんわう くちあ つ

天皇、位に即く。

これ たらしなかつひこのすめらみこと

是を足仲彦天皇となす。

ひのえいぬ ついたち

秋九月丙戌の朔、

ふたぢいりひめのみこと たふと

兩道入媛命を尊びて

くわうたいし

皇太后と曰ふ。

冬十月、

おほとものむらじただけもと もつ おほむらじ

大伴連武以を以て大連となす。

おほむらじ こゝろ はじま

大連、此に始る。

きのととり ついたち

十一月乙酉の朔、

しよこく みことのみ

諸国に詔して、

はくてう しこ

白鳥を貢せしめ、

やまとたけのみこと りようのみ

之を日本武尊の陵域の池に養ふ。

じゆん つちのえうま こしのくに

閏月四日戊午、越國、

こ

白鳥四を貢す。

くわつていあしかみのかまみわけのみこ

帝弟蘆髪蒲見別王、

つみ ちう ふく

罪ありて誅に伏す。

みつのと

二年癸酉、春正月十一日甲子、

おきながたらしひめのみこと た くわうこ

氣長足姫尊を立て、皇后となす。

つちのえね

二月六日戊子、

つぬが ききう

角鹿に行幸し、

あんぐう つく これ お

行宮を造りて之に居る。

これ け ひのみや

是を筭飯宮と謂ふ。

是この月、  
あはぢ みやけ お  
淡路に屯食を置く。

三月十五日丁卯、  
てんわう なんこく じゅんしゅ

天皇、南國を巡狩す。  
くわうこく れう つぬが

皇后及び百寮を角鹿に留め、  
けいだいふ い かくわんにん すうひやく

卿大夫以下官人數百、  
が したが

駕に従ひて紀伊に至り、  
ところ つのみや を

徳勒津宮に居る。  
たまたまくまそそむ

會熊襲叛く。  
てんわう しんせい

天皇、親征せんとして、  
しうしたごち あなと さ

舟師直に穴門を指す。  
こ

是の日、  
つかひ つぬが

使を角鹿に遣はし、  
くわうこく

皇后をして  
あなと くわい

穴門に會せしむ。  
かのえとら

夏六月十日庚寅、  
てんわう とよらのつ とま

天皇、豊浦津に泊る。

くわつごつ ぬ たのと  
皇后、淳田門に至りしに、

た ひ  
海鯽魚あり、

おほ ふね そ  
多く船に傍ひて泳ぐ。

くわつごつ  
皇后、

酒を以て之に灑ぎければ、

うを 魚  
魚酔ひて浮びぬ。

ぎよじんこれ え  
漁人之を得て、

せいしゆ たまもの  
以て聖主の賜となせり。

まいさい  
是より毎歳六月、

うをうか 魚  
魚浮びて酔へるが如し。

あきのつひ  
秋七月五日乙卯、

くわつごつ とよらのつ  
皇后、豊浦津に至る。

くわつごつ  
是の日、皇后、

にょい たま かいちゆう え  
如意の珠を海中に得たり。

くわつごつ  
九月、

きつしつ あなと おこ  
宮室を穴門に興して之に居る。

これ とよらのみや い  
是を豊浦宮と謂ふ。

つちのとう

八年己卯、春正月四日壬午、

みづのえうま

進みて筑紫に幸す。

つくし みゆき

をかのあがたぬしのおやくまわに

崗縣主祖熊鰐、

きた すはう さばのうら

來りて周芳の沙磨浦に迎へ、

ぎよえん ち けん

魚鹽の地を獻じ、

かいろ しだう

海路を指導す。

やまが さき

山鹿の岬より、

てん をかのつら

轉じて崗浦に入らんとして、

船進まず。

てんわう

天皇、

くまわに

熊鰐を責めしに、

くまわに

熊鰐、謝して曰く、

これしん つみ あら

是臣が罪に非ず、

ほこう しん

浦口に二神あり、

おほくらじ

大倉主と曰ひ、

つぶらひめ

菟夫羅媛と曰ふ。

しわな

必ず此の神の所為ならんと。

てんわう う たのい がひこ  
天皇、菟田伊賀彦をして

之を祭らしめしに、

ふねすなはち  
船乃ち進むことを得たり。

くわいじう  
皇后の船、

くきのうみ  
洞海より至らんとせしに、

うしほか  
潮涸れて進むこと能はず。

くまわにくわうく  
熊罴惶懼して、乃ち池沼を作りて、

ぎよてう あつ  
多く魚鳥を聚め、

くわうじう これ み  
皇后をして焉を勸しむ。

こう いか やゝと  
後の怒り稍解けぬ。

すで うしほいた  
既にして潮至れば、

をかのつ とま  
進みて崗津に泊る。

いとのあがたぬしのおやいとて  
時に伊都縣主祖五十迹手、

あなと ひけしま  
來りて穴門の引島に迎へ、

やさかに ますみのかゞみ とつかのつるぎ けん  
八尺瓊・白銅鏡・十握劍を獻ず。

てんわう よみ  
天皇、之を嘉して

な いそし たま  
號を伊蘇志と賜ふ。

二十一日己亥、つちのとみ 儼縣に幸して、なのがた みゆき  
檀日宮に居る。かしひのみや を

秋九月五日己卯、あきのつちのとう  
群臣と熊襲を討たんことを議す。ぐんしん くまそ う

時に神あり、皇后に憑りて曰く、くわうじゆう か  
天皇、何ぞ熊襲の服せざることを憂へん。てんわう なん くまそ ふく これそしゝ むなしくに

是膺の空國なり。

豈に兵を煩はずに足らんや。あ わづら た

別に寶國あり、金銀彩色、たからのくに きんぎんさいしよく

多く其の地に生ず。おほ そ ち しやう

之を栲衾新羅國と謂ふ。これ たくふすましらぎのくに い

若し能く我を祭るに、も よ まつ

御船及び穴門直踐立がみふねおよ あなとのあたへほむたち

献ぜし所の水田を以て弊となさば、けん みづた もつ へい すなは かつ やいば

則ち曾て刃に血ぬらずして、その くにかなら おのづか ふく

其の國必ず自ら服せん、しか くまそ またふくじう

而して熊襲も亦服従せんと。

てんわう これ うたが  
天皇、焉を疑ひ、

すなは かうがく のぼ  
便ち高岳に登りて、

はるか つみ のぞ  
遙に海を望むに、

くわうえん  
曠遠にして國を見ず。

すなは いは  
乃ち曰く、

ちん あまね のぞ  
朕、周く之を望むに、

海あるのみにて國なし。

ちん あさむ  
何の神ぞ朕を誘くことをする。

かつ くわうそしよてんわう  
且つ我が皇祖諸天皇は、

こいん しんぎ まつ  
盡く神祇を祭れり。

あ のこ やいん  
豈に遺す所あらんやと。

またくわうこつ かゝ いは  
神、又皇后に憑りて曰く、

われ  
我の見る所、

これ い  
何ぞ之なしと謂ひて、

もつ わ こと ひばう  
以て我が言を誹謗する。

いまし ことかく こと  
汝の言此の如くならば、

すなは いまし そ くに え  
則ち汝は其の國を得じ。

いまくわごころ ほん  
今皇后、身めることあり、  
その こまさ これ う  
其の子當に之を得べしと。

てんわう つひ き  
天皇、終に聽かずして、  
くまそ う か  
熊襲を討ち、克たずして還る。

こ とし  
是の歳、  
しんしゅえいせい えいぐまんわう きくわ  
秦主嬴政の裔功滿王、歸化す。

かのえたつ ひのつひつじ  
九年庚辰、春二月五日丁未、  
てんわう み たちま いたみ  
天皇、身に忽ち痛みあり、  
つちのえさる かしひのみや ほう  
六日戊申、檀日宮に崩す。

くわごころおよ たけしうちのすくね ひ も  
皇后及び武内宿禰、秘して喪を發せず。  
くわごころ なかとみのいか つのむらじ  
皇后、中臣烏賊津連・

おほみ わのおほともぬしのきみ ものへのぬくひのむらじ  
大三輪大友主君・物部膽咋連・  
おほとものたけもちのむらじら みことのり  
大伴武以連等に詔して

ひやくれう ひき きうちう  
百寮を帥めて宮中を守らしめ、  
ひそか たけしうちのすくね しきう ほう  
密に武内宿禰をして梓宮を奉じ、  
かいろ あなと いた  
海路より穴門に至り、  
とよらのみや ひん  
豊浦宮に殯せしむ。

くわうごう てんわう  
皇后、天皇の、  
かみ をしえ したが  
神の教に従はずして

ほつ  
早く崩ぜられしことを傷み、

しや  
神に謝して

もつ たからのくに え  
以て寶國を得んと欲し、

すなは ひやくれう  
即ち百寮に命じて、

つみ と あやまち あらた  
罪を解き過を改め、

いつきのみや をやま だ のむら つく  
齋宮を小山田邑に造らしむ。

みづのえさる ついたち  
三月壬申の朔、

きつ えら いつきのみや い  
吉を涓びて齋宮に入り、

みづか しんしゆ  
親ら神主となり、

たけしうちすくね こと そう  
武内宿禰をして琴を奏せしめ、

なかとみのい かつのむらじ もつ さには  
中臣烏賊津連を以て審神者となし、

ちはたたかはた もつ  
千繪高繪を以て

こと とうび お こ いは  
琴の頭尾に置きて請ひて曰く、

さき てんわう をし  
嚮に天皇に誨へられしは

なん かみ  
何の神ぞと。

いの  
禱ること七日七夜、

神、各告ぐるに名を以てす。

すなは しんご したが これ まつ  
乃ち神語に従ひて之を祭る。

ついで かもわけ くまそ う  
尋で鴨別をして熊襲を討たしめしに、

じゅんじつ ふく  
旬日にして服せり。

のとりたのむら はしろくまわし  
荷持田村に羽白熊鷲といふものあり、

じんしんてうよくきやうけん  
人身鳥翼、強健にして

よと ごふたう がい な  
能く飛び、劫盗して害を作す。

くわうじう これ ちう ほつ  
皇后、之を誅せんと欲し、

つちのえね かしひのみや はつ  
十七日戊子、檀日宮を發して、

まつのをのみや  
松峽宮に至る。

かのとう  
二十日辛卯、

いそゝきぬ ぐん  
出で、層増岐野に軍し、

う ほろぼ  
撃ちて之を滅し、

ひのえさる  
二十五日丙申、

てん やまとのあがた  
轉じて山門縣に至り、

つちくもたぶらつひめ ちう  
土蜘蛛田油津媛を誅す。

其の兄夏羽、

衆を帥みて來り迎へしが、

田油津の誅せられしを

聞きて即ち亡ぐ。

四月三日甲辰、皇后、

火前國松浦縣玉嶋河の上に至る。

乃ち針を勾げて鉤と作し、

飯を以て餌と為し、裳絲を繒となし、

磯石に登り、竿を投じて祝して曰く、

吾若し寶國を得べくんば、

河魚之を呑まんと。

果して細鱗魚を獲たり。

皇后、神の教驗ありと謂ひて、

意を決して西征せんとし、

更に神祇を祭り、

神田を置き、

裂田溝を作りて之に漑ぐ。

くわうごう かしひのうつ かへ  
皇后、檀日浦に還り、  
かみ と うみ のぞ  
髪を解き海に臨みて曰く、  
われ しんぎ をしへ ほう  
吾、神祇の教を奉じ、  
くわうそ れい よ  
皇祖の靈に頼り、  
みづか さうかい わた  
躬ら滄海を涉りて、  
もつ せいせい いた  
以て西征を致さんと欲す。  
いまかみ そゝ  
今髪を海水に濯がんに、  
も しんし  
若し驗あらば、  
かみわか ふたつ  
髪別れて兩とならんと。  
すなは これ そゝ  
即ち海に投じて之を濯ぐに、  
かみ はた おのづか わか  
髪、果して自ら分れぬ。  
くわうごう  
皇后、  
したが りやうけつ  
隋ひて兩髻となし、  
ぐんしん いっ いは  
群臣に謂て曰く、  
し おこ しう  
師を興し衆を動かすは、  
くに だいじ  
國の大事にして、  
あんき せいはい かなら こゝ あ  
安危成敗、必ず斯に在り。

いませいばつ  
今征伐する所あり、

ぐんしん ゆだ  
事を以て群臣に委ねば、

ことな  
事若し成らざるとき、

ぐんしん き  
罪、群臣に歸せん。

これはなはだ いた へ  
是甚だ傷む可きなり。

われ ふじよ ふせう  
吾、婦女にして不肖なれども、

まさ かり をのこ かたち  
當に假に男子の状して、

もつ ゆうりやく し  
以て雄略に資し、

かみ しんぎ よ  
上、神祇に倚り、

しも ぐんしん よ  
下、群臣に頼り、

へいかふ とくの けんらう わた  
兵甲を振へて嶮浪を渡り、

せんぱく とくの もつ  
船舶を整へて以て

たからのくに もと  
財土を求むべし。

ことな  
事成らば、

ぐんしん そ こう とも  
群臣と其の功を共にし、

な  
成らずんば

われひと つみ  
吾獨り罪あらんと。

群臣、皆曰く、

皇后、天下の為に計る。

臣等、敢て詔を奉ぜざらんやと。

九月十日己卯、諸國に令して、

船を繕ひ甲を練らしむ。

之を久しくして兵衆集らず。

皇后、謂へらく、

此必ず神の意ならんと。

因て大三輪社を建て、

刀矛を奉りて以て祭りしかば、

軍衆自ら聚りぬ。

乃ち日をトし期を刻し、

皇后、親ら斧鉞を執りて、

三軍に令して曰く、

金鼓節なく、

旌旗錯亂すれば

即ち士卒整はず。

さい むさほ よくおほ  
財を貪りて欲多く、

わたくし いだ ないこ  
私を懐きて内顧すれば、

すなは かなら てき とうじ  
則ち必ず敵の擒となる。

すくな かるん なか  
寡くとも軽ずること勿れ。

つよ くつ なか  
強くとも屈すること無れ。

かんぼう ゆる なか  
奸暴なるは赦すこと勿れ。

かうふく ころ なか  
降服するは殺すこと勿れ。

か もの かなら しやう  
勝つ者は必ず賞し、

に もの かなら つみ  
走ぐる者は必ず罪せんと。

とき かみ をしへ  
時に神の誨あり、

いは にぎみたま  
曰く、和魂は、

ぎよきたい したが も じゅ まも  
玉體に従ひて以て壽を護り、

あらみたま  
荒魂は、

せんぼう しゅうし みちび  
先鋒となりて舟師を導かんと。

くわうじつ めい はい  
皇后、命を拝し、

よつ よさみの あ ひこを たりみ もつ  
因て依網吾彦男垂見を以て

かみ まつ めし  
神を祭る主となす。

此の時、皇后、適産月に當る。

乃ち石を取りて腰に挿み、

祝して曰く、

願くは、事竟りて還らん日、

茲の土に娩ましめよと。

其の石、伊都縣にあり。

後人、傳へて鎮懐石となす。

和魂を請ひて以て船を鎮め、

荒魂を先鋒となし、

十月三日辛丑、遂に和珥津を發す。

大魚、船を夾み、風順にして船迅に、

櫂楫を勞せずして、

直に新羅に抵る。

船、海潮を激し、浪、其の國中に逮ぶ。

新羅王波沙寐錦、

大に駭きて曰く、

神兵なり、敵すべからずと。

すなは とせき ほう  
即ち圖籍を封じ、

そ めんばく かう こ  
素組にて面縛して降を請ふ。

あるひ これ ちう  
或は之を誅せんと言ひしに、

くわこう いは  
皇后の曰く、

われ をしへ う  
余、神の教を承けて、

こ せいと せい  
爰に西土を征す。

さき れい さんぐん くだ  
嚮に令を三軍に下すらく、

みづか ふく なか  
自ら服するものを殺すこと勿れと。

いますで くに え ひとまたかうふく  
今既に國を得、人亦降服せり、

しか これ ふ しやう  
而るに之を殺すは不祥なりと。

すなは そ ばく と  
乃ち其の縛を解き、

ゆる ごまかひへ  
釋して飼部となし、

つひ そ みやこ い  
遂に其の都に入り、

ぢうほう ふ こ ほう とせきぶんしよ をさ  
重寶府庫を封じ、圖籍文書を収め、

つゑ ところ ほこ もつ  
杖つく所の矛を以て、

これ しらぎわう もん た  
之を新羅王の門に樹て、

もつ こうせい しょう な  
以て後世の證と為す。

其の矛、  
相傳へて國門にありと云ふ。

新羅王、

波珍干岐微叱己知を以て質となし、

因て金銀彩色綾羅縑絹等

八十船を獻ず。

是より新羅の調貢、

八十船を以て制となす。

高麗・百濟、

新羅の降りしことを聞き、

密に吾が軍の勢いを偵ひ、

勝つべからざるを度り、

亦來り降り、

叩頭して曰く、

今より以後、

永く西蕃と稱して、

調貢闕くことなからんと。

因て命じて内屯官家を定む。  
よつ めい うちつみ やけ さだ

是に於て、  
こゝ おい

三韓悉く服せしかば、  
かんここと ふく

荒魂を祭りて以て  
あらみたま まつ もつ

其の國を鎮め、  
そ くに しつ

振旅して還る。  
しんりよ かへ

十二月、皇子を筑紫に産む。  
これ おうじんてんわう つくし う

是を應神天皇となす。  
くわつしつ

皇后、

神の教に従ひ、  
をしへ したが

祠を穴門の山田邑に立て、  
やしろ あなと やまだのむら た

表筒男・中筒男・  
うはづゝを なかづゝを

底筒男の神の荒魂を祭り、  
そこづゝを かみ あらみたま まつ

踐立を以て祭主となし、  
ほむたち もつ さいしゅ

天皇を河内の長野陵に葬る。  
てんわう かふち ながののみさぎき はつむ

追諡して  
ついに

仲哀天皇と曰ふ。  
ちゅうあいてんわう い